

# 令和元年度（2019年度）消防設備士法定講習案内

一般財団法人 長崎県消防設備協会

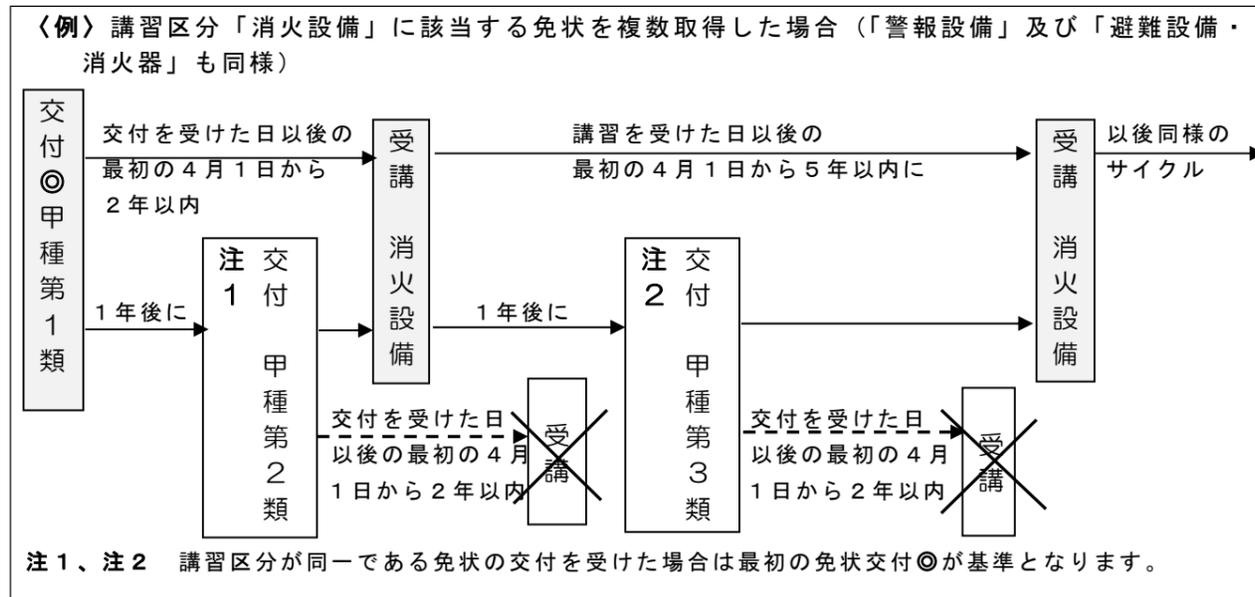
消防法第17条の10に基づく工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。

消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内又はその後講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに講習を受ける義務があります。

## ■受講対象者

- (1) 平成29年度に免状の交付を受けた者。
- (2) 平成26年度以前に免状の種別の講習を受けた者で、その後講習を受けていない者

## ■受講期限（講習区分ごと）



## ■講習日程及び講習区分

| 講習地  | 講習区分                    | 講習年月日        | 講習会場・申込期間   |
|------|-------------------------|--------------|---|
| 佐世保市 | 消火設備<br>(甲・乙1、2、3類)     | 令和元年7月10日(水) | 佐世保労働福祉センター<br>(佐世保市稲荷町2-28)<br><br>※申請期間<br>6/7(金)～6/28(金) |
|      | 警報設備<br>(甲・乙4類、乙7類)     | 令和元年7月11日(木) |   |
|      | 避難設備・消火器<br>(甲・乙5類、乙6類) | 令和元年7月12日(金) |   |
| 長崎市  | 消火設備<br>(甲・乙1、2、3類)     | 令和元年7月24日(水) | 長崎県勤労福祉会館<br>(長崎市桜町9-6)<br><br>※申請期間<br>6/21(金)～7/12(金)     |
|      | 警報設備<br>(甲・乙4類、乙7類)     | 令和元年7月25日(木) |   |
|      | 避難設備・消火器<br>(甲・乙5類、乙6類) | 令和元年7月26日(金) |   |

- (1) 各会場とも講習当日の受付は、午前8時50分～9時20分までです。
- (2) 講習当日は、「受講票」と「消防設備士免状」を必ず提出してください。
- (3) 佐世保会場の佐世保市労働福祉センターは、中部下水処理場屋上第5駐車場をご利用ください。長崎会場には、駐車場はありません。

## ■講習科目

| 講習科目                          | 講習時間        |
|-------------------------------|-------------|
| 1 消防用設備等関係法令及び防火に関する法令等に関する事項 | 9:30～12:00  |
| 2 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項        | 13:00～16:00 |
| 3 効果測定                        | 16:00～16:30 |

### ※講習科目の一部免除

- (1) 消防設備士法定講習を過去6ヶ月以内に受講した場合は、「講習科目1」の午前中の科目の免除を受けられます。詳細は、受講申請書裏面をお読みください。
- ※ 複数の講習区分を連日受けられる場合に、前(1)に該当する者以外は、初日の科目免除を受けることはできません。
- (2) 受講免除者の講習当日の受付は、12時40分から12時50分です。

## ■受講申請手続き

- (1) 申請書は県下各消防本部（署）及び当協会にあります。  
ただし、受講対象者（平成29年度免状交付者・平成26年度講習受講者）には、当協会から講習案内と申請書を郵送します。ただし、住所を変更し、届けていない者は除く。
- (2) 申請書は受講する講習区分ごとに1枚、必ず提出する。
- (3) 申請書に写真1枚（6ヶ月以内に撮影した証明書用写真）と62円切手を貼付する。
- (4) 講習手数料は、講習区分ごとに、1枚の申請書につき、7,000円の長崎県収入証紙を申請書の裏面に貼付する。
- ※ 受講申請書は受理されると、キャンセル、欠席など、いかなる理由があっても手数料の払い戻しはできませんので、講習日やスケジュールを十分確認のうえ、提出してください。

※収入印紙はありません

## ■長崎県収入証紙取扱先

- 長崎県収入証紙は長崎県庁生協・各警察署（佐世保地区は佐世保・早岐・相浦）長崎・県北振興局・佐世保市中央福祉センターなどで販売しています。
- ※ その他長崎県収入証紙取扱先一覧は当協会ホームページにリンクしています。

## ■申請書の提出先及び問合せ先

|  |
|--|
| 〒850-0027 長崎市桶屋町50番1号 杉本ビル3階 一般財団法人 長崎県消防設備協会<br>☎(095)827-4756 FAX(095)827-5501 |
| ※ 郵送による申請は、長崎市・佐世保市会場とも（申込み期間最終日）消印まで有効です。<br>(注) 申込み期間以外の受付はデータ処理の関係上、受付出来ません。  |

## ■テキスト

講習には次のテキストを使用しますので、受講当日必ず購入してください。

| テキスト種別                | 予定価格   |
|-----------------------|--------|
| ・消火設備用（甲・乙1、2、3類）     | 2,880円 |
| ・警報設備用（甲・乙4類・乙7類）     | 1,950円 |
| ・避難設備・消火器用（甲・乙5類・乙6類） | 1,850円 |

## ■その他

- (1) 法令で定める期間内に講習を受けなかった者は、消防設備士免状の返納を命ぜられることがあります。（消防法17条の7第2項→同法13条の2第5項）
- (2) 各日、講習の最後に効果測定を行いますので、必ず筆記用具を持参してください。  
※ 筆記用具は、鉛筆、消しゴムのほか、付箋、マーカーなどを持参してください。
- (3) 講習案内、証紙取扱先、講習会場などは、当協会のホームページにも掲載しています。